

意見書

3,400-3,600MHz 帯は WRC-07 において IMT 用途に特定され、100 か国以上の国が移動通信システム用途に使用することを表明し、諸外国で利用が開始されています。

我が国においても、スマートフォン等の普及により近年の移動通信システムのトラヒックは年間約 2 倍と急増しており、高速・大容量サービスを実現できる第 4 世代移動通信システムの市場投入は急務であると考えます。現在第 4 世代移動通信システムの技術的条件についてとりまとめた「携帯電話等高度化委員会報告(案)」が公表され、今夏にも答申予定であり、平成 27 年度を目途に 3,400-3,600MHz 帯の第 4 世代移動通信システムの導入が見込まれています。

しかしながら、今回の電波の利用状況の評価結果(案)にもある通り、3,400-3,456MHz 帯については、音声 STL/TTL/TSL、音声 FPU 及び放送監視制御が使用しており、周波数再編アクションプラン(平成 24 年 10 月改定版)において最長で平成 34 年 11 月 30 日までに周波数移行することとしています。当該免許人の 35.7%がまだ移行・代替・廃止の計画を有しておらず、周波数移行が進んでいない状況にあります。

この周波数移行を進めるために、音声 STL/TTL/TSL、音声 FPU 及び放送監視制御は移行先周波数が既に確保されているので、現在の免許の再免許を認めず、且つ新たな免許の交付を停止する等の措置を講じるべきであると考えます。これら無線局免許の有効期間は電波法第十三条で定められている通り 5 年であることを考慮し、速やかに周波数移行が完了する対策を実施するべきであると考えます。

以上